

令和5年12月24日(日)
総務部危機管理対策室
電話 0126-62-3131 (内線 2130)
担当 室長 蓬田

美唄市豪雪対策本部の設置について

12月17日から的大雪に対し、市民の皆さんの安全確保や災害の発生に備えるため、12月23日午後12時をもって、美唄市豪雪対策本部を設置しました。

1 設置期日

令和5年12月23日(土) 午後12時

2 対策本部の概要

①所管事項

- (1) 豪雪に伴う市民生活の安全確保対策に関する事項
- (2) 豪雪に伴う庁内関係課との連絡調整に関する事項
- (3) 豪雪に伴う関係機関、団体等との連絡調整に関する事項
- (4) 上記のほか豪雪対策として必要な事項

②組織

市長、副市長、教育長及び部長職にある者をもって構成し、市長を対策本部長とする。

また、情報共有・支援体制等の連携を図るため、関係機関として、北海道空知総合振興局、美唄警察署、陸上自衛隊美唄駐屯地なども出席しております。

3 その他

今後の降雪や積雪の状況を見ながら、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第23条の2の規定に基づく豪雪災害対策本部への移行等を検討します。

大雪警戒情報につきましては、市ホームページで随時配信しております。

アドレス：<https://www.city.bibai.hokkaido.jp/soshiki/4/19678.html>